

2月のモロッコの政治情勢等を、当地報道を中心に以下のとおりまとめました。要人往来については末尾の一覧表をご覧ください。

なお、当政治月報は当月中にメディアで多く取り上げられた話題をその都度記録したもので、これらニュースについての当館及び日本政府の立場を何ら反映するものではありません。

【主な出来事】

- ◎ (6日) 国王主宰閣議の開催
- ◎ (9日) 国会の秋期会期の終了
- ◎ (17日) モハメッド6世国王とオランダ仏大統領の会談
- ◎ (19日) アラブ連盟サミットのモロッコ開催中止
- ◎ (25日) EUとのすべての関係停止の決定

<内政・政局・治安>

1 7名のISIL関連テロリストの逮捕

2日、中央司法捜査局(BCIJ)は、ISILと関係しつつ、マラケシュ、ラユーン及びブドゥドゥールにおいて活動していた7名のテロリストを逮捕した。逮捕者は、当初シリア・イラクで活動するISILに加わろうとしていたが、これを変更し、モロッコ・モーリタニア国境よりリビアのISILに加わろうとしていた。

2 国王主宰閣議の開催

(1) 6日、モハメッド6世国王は西サハラ地域主要都市ラユーンにて国王主宰閣議を開催し、組織法案1本、法案1本、軍事関連の政令案2本、政府高官の任命提案及び国際条約の締結案を審議・採択した。

(2) 採択された摂政評議会の設置に関する組織法案は憲法第44条に従って推敲され、摂政評議会の機能に関する規則を定める。国王が未成年である場合に、摂政評議会は、法律に則って国王に付与された特権や憲法改正にかかる権限を除き、国王の憲法上の権限及び権利を果たすことが期待されている。同法案はまた、国王が満20歳になる日まで、国王の諮問機関としての特権や規則を定めている。

(3) 軍事分野については、軍人への恩給体制を定める法の改正案を審議・採択した。同改正法案は基本的に軍人の最低年金の段階的な引き上げを定めている。閣議ではまた、海外で部隊を率いる軍人、国連のPKO活動や国際的な人道活動実施のための2国間協

力に参加する軍人に手当を付与するための政令を採択した。

(4) 閣議では、基盤インフラの脆弱な情報システムを保護する手続を規定する政令案も採択された。同政令案では、保護されるべき脆弱なデータシステムの定義と調査に関するモダリティを定めている。同政令案に則り、国防行政部が当該分野での安全に関する規則及び規格を推敲し、監視することとなる。

(5) また、憲法第49条及び首相提案に基づき、国王はワリ（注：地方長官や枢要な内務省高級幹部）、知事、大使、モロッコ航空代表等の任命を行うとともに、WTOマラケシュ合意改正協定を始めとする4つの協定を採択、二重課税防止、在モロッコ外国施設の設置、社会保障、農業開発国際基金のモロッコ事務所開設を含む6つの2国間協定を採択した。

3 国会の秋期会期の終了

(1) 9日、国会は2015-2016年秋期会期を終了した。今会期では、2本の組織法案（司法上級評議会に関する組織法案及び司法官の地位に関する組織法案）、11本の国際協定、2016年予算法案、プラスチック袋の製造・輸出入・販売禁止法案を含む計24本の法案が採択された。ベンシャマシュ参議院議長は、過去の会期に比べれば採択された法案数は少ないが、これは新しい参議院議員の任命と同院内の各種機関の新設によるところが大きい旨述べた。

(2) 行政府は10月までの任期中に憲法が要請するすべての組織法案を推敲する義務を負うが、既に立法府に提出された組織法案を除けば、残る4本の組織法案（国立モロッコ言語・文化評議会に関する組織法案、アマジグ語の公式文字に関する組織法案、ストライキ権に関する組織法案、法律の違憲性のための上訴に関する組織法案）はまだ国会に提出されておらず、政府部内において調整が続けられている。

4 4名からなるテロ細胞の解体

10日、BCIJは、連続したテロ攻撃を計画したとして4名の前科者からなるテロ細胞を解体した。捜査によって、4名はメクネス、テトゥワン、マルティル、アコウレイ出身であり、シリア・イラクのISILの軍事キャンプにおいて軍事技術を習得し、連続したテロ攻撃を企てていたことが明らかになっている。

5 メズアール独立国民連合（RNI）党首による公正と発展党（PJD）批判

(1) 13日、スキラットで開催されたRNI党大会において、メズアール党首はRNIの選択肢に干渉しようとするPJDの意向を批判した。メズアール党首は、ベンキラン政権へのRNIの参加は、他の政党同盟に対し同党が開かれていることを妨げるものではない旨述べた。

(2) メズアール党首は、RNIは政権の連立与党を構成しているが、政治同盟を構成

するものではないと明確に述べた上で、連立政権を構成するある政党はRNIの決定に干渉し、影響を及ぼそうとする意志を明らかに示していたと述べた。

(3) メズアール党首はまた、RNIが救世主としてベンキラン政権を統合したと述べた上で、過半数を確保するために彼らは他の政党を頼ることもできたが、RNIに助けを求めてきたと発言し、これはRNIがモロッコの多様化する社会問題の解決に貢献できるからであって、RNIの役割は政府内部での命令に従うだけのものではない旨述べた。

(4) メズアール党首は更に、最近の反体制派勢力のデモ（教員インターンの待遇改善を求めるデモなど）に賛意を示し、政府が国民の期待に応えない際には、モロッコ国民はその怒りを表す権利を有している旨述べ、政府の政策から距離を置いた。

6 10名からなるテロ細胞の解体

(1) 18日、BCIJは、エッサウィラ、メクネス及びシディ・カセムにおいて活動していたテロ細胞を解体した。今次テロリストの逮捕により、エル・ジャディーダにおいて、4丁の装填済みの機関銃と3個の空弾倉、3丁の拳銃、1丁の自動拳銃、望遠付きライフル、13個の催涙爆弾及び多量の弾薬、4本の伸縮警棒、スタンガン、爆発物の原材料が挿入されているとみられる6本のペットボトル、不審な液体を含んだ3本のガラス瓶、多数の釘、2本のISIL旗、数本の刀剣類、軍服等が押収された。

(2) このテロ細胞は、リビアから運びこんだ武器や爆発物を製造するための有害生物化学製品を使用したテロを計画していたほか、未成年による自動車自爆テロも計画されていた。また、このテロ細胞には、1年前からモロッコに居住する仏人のジョルジュ・ガリー・トマ・ジョルジュも参加していたことが判明しており、このテロ細胞はラューン出身のモロッコ人に率いられていたことが明らかになっている。

(3) さらに、このテロ計画の実施に当たっては、当国南部タンタンにて軍事訓練が実施されたことが明らかになっており、ISILがシリア・イラクで軍事キャンプを設けた地域と似ているという理由で、セブ・エル・ハルシャ（タンタン南約20km）にて軍事キャンプを設立したとされている。

(4) また、捜査に近い情報源によれば、このテロ細胞は商業の中心であるカサブランカのモロッコ・モール、モロッコ王立リン鉱石公社（OCP）及びタバコ公社を攻撃対象とし、銃火器及び爆発物による攻撃を計画していた。また、観光施設に対しても、エッサウィラのホテル・ソフィテル、旧市街（メディナ）、欧州からの観光客、名士や軍の高官及びメクネス、マラケシュに所在する軍の兵舎を攻撃対象としてテロを計画していた。

(5) 今回の重大なテロ細胞の摘発を受け、モロッコ治安当局は外国人学校及び外交団周辺の警戒レベルを最高度に引き上げ、特に休憩時間や終業時における校門前の学生の集合を禁じたほか、モロッコ全土のこれらの施設周辺の監視を強化するよう警察に命令

した。例えば、カサブランカ近郊ダル・ブアッザのベルギー人学校やジョージ・ワシントン・アカデミーの周辺では憲兵隊による定期的なパトロールが強化され、同様に、外国人が多く居住する地区や観光客が頻繁に訪れる地区においても警戒監視が強化される。

7 4 労働組合によるゼネスト実施

(1) 24日、モロッコ労働連合(UMT)、モロッコ労働者総連(UGTM)、民主労働連合(CDT)及び民主労働連盟(FDT)は、公務員引退年齢引き上げ問題や教職員の待遇改善を始めとする労働待遇を求めて、24時間のゼネストを実施した。労働組合の発表によれば、労働階級の全体の参加率84.8%がゼネストに参加、特にタクシー、バス、トラムなどがゼネストに参加した結果、都市部における公共交通機関が麻痺した。また、労組発表によれば、憲法で設置が義務づけられた諸機関、国家人権評議会(CNDH)、会計検査院、参議院などが初めてゼネストに参加した。

(2) これに対し、ムーブディ首相付公職・行政近代化担当特命大臣は、セクター毎に参加率の差異があり、教育セクターなど約40%がゼネストに参加したセクターもあれば、全く参加のなかったセクターもあったと述べつつ、全体のゼネストへの参加率は25-30%であった旨述べ、最低限のサービスは維持され、大きな混乱はなかった旨述べた。また、同特命大臣は、ストライキは憲法で認められた権利であるが、今次ゼネストは正当化され得ない旨述べた上で、公務員退職年齢問題について政府は国会での関連法案審議の際にすべての提案に開かれている旨発言した。また、それ以外の労組からの要求については、国家の現在の状況・能力を勘案しつつ、何らかの方策を見つける努力を行う旨述べた。

8 人民勢力社会主義同盟(USFP)と真正と現代党(PAM)の接近

(1) 23日、USFPとPAMの政治局は会合を行い、2011年3月9日にモハメッド6世国王が発表した民主主義的かつ近代主義的な選択肢への忠誠を示すために、それぞれの行動を調整することを発表した。両党はそのような選択肢を守るために専心し、実は右に逆行するアジェンダを持っているが、見せかけだけで本心を隠した原理主義者の流れ(当館注:PJDを指す)に立ち向かうとした。

(2) 両党によれば、そのような政治的動向は、穏健イスラム教、宗教間・文化間の共存関係、考えの多様性、違いに対する権利、自由の擁護といったモロッコの文化的伝統に相反する支配者的かつ全体主義的な考えを持っていると批判した。

9 モロッコ・スペイン間の治安当局の連携によるテロリストの逮捕

23日、BCIJは、スペイン治安当局との連携により、ナドール近郊ファルクハナにて1名のテロ細胞のメンバーを逮捕した。また、これと並行してスペイン領セウタに

においてスペイン当局が3名の共犯者を逮捕した。かつてグアンタナモに勾留されていた3名の共犯者はアフガニスタンにおいてアルカイダの一員として戦闘経験があり、また、共犯者のうち1名のメンバーの兄弟は2013年、シリアにおいて軍の兵舎に対しトラックを利用した自爆テロを起こしていた。更に同者らは、シリア・イラクで活動するISILへの志願兵のリクルート活動を活発に行っていた。

<外交・国際関係>

10 チリ下院議長のモロッコ訪問

(1) 1日から7日までモロッコを実務訪問したマルコ・アントニオ・ヌネズ・ロザノ・チリ下院議長は2日、メズアール外務・協力大臣、タルビ・アラミ衆議院議長、ベンシヤマシュ参議院議長とそれぞれ会談した。

(2) 同下院議長は各会談の中で、政治、経済、文化など様々な戦略的分野においてモロッコとの協力関係を強化する必要性を強調、特に水利、再生可能エネルギーの分野で2国間協力を発展させたいと述べた。

(3) また、同下院議長はメズアール外務・協力大臣との会談の中で、対話を通じた紛争の平和的解決や国家主権の尊重について協議したほか、ベンシヤマシュ参議院議長との会談において、サハラ問題解決のための客観的な解決方法として、モロッコが提案している自治権案を称賛しつつ、国連の努力の枠組みにおけるモロッコの領土の一体性へのチリの支持を再表明した。

11 78名の新任大使指名

(1) 6日、ラユーンで開催された国王主宰閣議において、ブリタ外務次官が外務・協力大臣付特命大臣に任命された。同特命大臣はマルチ外交の専門家として国連・国際機関局長等を務めたほか、2007年にタイブ・ファシ=フィフリ現国王顧問(外交担当)が外務・協力大臣を務めた際、官房長として同者を支え、堅実な働きぶりが評価されていた。

(2) また、未だ公式発表はなされていないものの、78名の新任大使がモハメッド6世国王により指名された。各国からのアグレマンの取得やモハメッド6世国王からの信任状の手交は今後行われることになるが、78名の新任大使の指名は過去最大であり、西サハラ問題に関するモロッコ外交体制の強化が主要な目的とみられる。

(3) 今次大使人事では、真正と現代党(PAM)、イスティクラル党(PI)、人民勢力社会主義同盟(USFP)、進歩社会主義党(PPS)、公正と発展党(PJD)など、与野党を問わず各政党から政治家が登用されたほか、市民社会の活動家も新任大使に登用された。

12 モロッコ・サウジアラビア外相会談

(1) 9日、モロッコ訪問中のジュベイル・サウジアラビア外相は、西サハラ問題解決のための真剣かつ信頼できるベースとしてモロッコの自治権拡大提案に対する支持を再表明した。

(2) ジュベイル外相は様々な分野におけるモロッコとサウジアラビアの良好な協力関係をたたえ、両王国間の協力を更に推進するサウジアラビアの決意を強調した。同外相

はまた、今次モロッコ訪問の目的が5月に開催予定の第13回モロッコ・サウジアラビア合同委員会会合の準備であることを明らかにした。

(3) これに対し、メズアール外務・協力大臣も、発展し続ける両国間の協力関係を称賛し、この関係は次回合同委の開催により新たなダイナミズムをもって発展するであろう旨述べた。

(4) メズアール大臣はまた、サウジに対する内政干渉や同国の安全を脅かす脅威との闘いにおけるモロッコのサウジに対する完全かつ不変の支持を強調した。他方、同大臣は、地上軍派遣にかかるモロッコの参加の可能性は現在議論されていない旨明確に述べた。ジュベイル外相もこれに同調、アラブのコアリション各国との協議の枠組みでモロッコの参加の可能性が検討されるであろう旨述べた。

(5) パレスチナ問題に関し、両外相は、両国が各種国際機関に対してパレスチナの主張を擁護し、パレスチナ領土におけるイスラエル軍によるすべての違反行為の即刻停止を支持するとともに、エルサレムを首都とするパレスチナ国家建設の原則へのすべての侵害の即刻停止を支持する意志を再度表明した。

13 モロッコ・カザフスタン第3回政務協議

(1) 15日、ラバトにてブリタ外務・協力大臣付特命大臣とムシノフ・カザフスタン外務次官はモロッコ・カザフスタン第3回政務協議を開催した。ムシノフ外務次官は同協議の中で、西サハラ問題に関するモロッコの自治権イニシアティブへの支持を改めて表明し、西サハラ問題を平和的な解決に導くための「誠実かつ信頼できる」提案として、モロッコの自治権拡大提案を評価した。また、同外務次官は、西サハラ問題に関して相互に受入れ可能な政治的解決を模索する国連事務総長及び事務総長特使の努力に対して支持を表明した。

(2) ムシノフ外務次官はまた、エルサレムを首都とし、独立かつ主権のあるパレスチナ国設立を保証する2国間の解決の枠組みの中で、包括的、公平かつ持続可能な平和を創設するために、アル・コッズ委員会委員長としてモハメッド6世国王が果たす役割を称賛した。これに対し、ブリタ大臣は、パレスチナ問題にかかるカザフスタンの積極的かつ確固とした立場を称賛した。

(3) さらに、ムシノフ次官は、11月に行われる予定のCOP22のモロッコ開催を賛辞しつつ、モロッコが、緊急かつ公正な解決策を引き出し、気候変動に関連する有形のプロジェクトを実施させるためにすべての必要な方策を講じることを確信している旨述べた。

(4) 両国はまた、とりわけエネルギー、石油化学、農業、肥料生産、食品産業及び観光の分野における野心的な経済パートナーシップを見据えて、2国間関係を新たに発展させる重要性を指摘した。

14 アラブ・マグレブ連合（AMU）設立27周年記念

（1）16日、ベンヤヒヤAMU事務局長はAMU設立27周年記念のコミュニケを発売し、同コミュニケの中で、いくつかの障害及び困難にもかかわらず、AMUの各機関が効果的に機能している旨述べた。また、同事務局長は同様に、AMU加盟国は外相評議会の枠組みにおいて、共通利益にかかる地域的・国際的な問題について共通ポジションを取るために、対話・調整・協議を維持している旨述べた。

（2）この機会にモハメッド6世国王もAMU加盟国の元首宛にメッセージを発売し、この27周年記念は、マグレブの市民が補完性や団結のみならず、AMU設立のためのマラケシュ条約の目的実施のための期待を新たに作る良い機会となる旨述べた。また、同国王は、モロッコが不可逆的な戦略的選択肢としてAMUを捉えており、5つのAMU加盟国が統合を実現し、友好・信頼・団結・良き隣人性のためのマグレブの新秩序を実施し、マグレブ諸国が直面する経済的・治安的な脅威に対抗するためにAMUが活動することを妨げている制度的に不活発な状態を抜け出すための行動を続けていくことを約束した。

15 モハメッド6世国王とオランダ仏大統領の会談

（1）17日、友好実務訪問の枠組みで訪仏中のモハメッド6世国王はオランダ仏大統領と会談した。オランダ大統領は、COP21の成功においてモハメッド6世国王が果たした個人的な取組に謝意を述べた。昨年9月20日のタンジェ宣言の精神の下で、また、気候のために団結した力強い行動を目指して、両首脳は、モビリゼーションを確保し、全加盟国によるパリ協定締結のための調整を強化し、11月7-18日までマラケシュで開催予定のCOP22の成功を保証するための共同ロードマップを実施するよう指示した。

（2）両首脳はまた、マグレブ地域及び西地中海地域の安全に対して大きな脅威となっているリビア問題を始めとする地域問題についても協議し、オランダ大統領は、国家統一政府結成のためのスキラット合意に達するまで国連の枠組みで行われたプロセスにおいてモロッコが果たした必要不可欠な役割を称賛した。両首脳はリビアの代表議会に対し、リビアと地域全体が直面する多々の挑戦に対応するため、リビア新政府への信任を早急に行うよう呼びかけた。

（3）両首脳はまた、2国間関係に関し、とりわけ経済及び文化の分野におけるプロジェクトの前進を評価した上で、テロとの戦い及び国境を越える犯罪の分野における緊密な協力関係を称賛しつつ、特に治安・脱過激主義化・文化・共生及びアフリカでの三角協力の分野で、より強化された新しい協力体制を構築するよう協議した。

（4）モハメッド6世国王とオランダ仏大統領は、両国の2国間関係を活発化させる新しい勢いを満足しつつ確認し、特に定期的な協力のメカニズムの強化を通じて協議を継続する意志を再確認した。

16 メズアール外務・協力大臣とケリー米国国務長官の会談

(1) 18日、訪米中のメズアール外務・協力大臣は両国の協力関係を強固にするための方策についてジョン・ケリー国務長官と会談した。メズアール大臣は会談後の記者会見で、両国が4月上旬にラバトにてモロッコ・米国第4回戦略対話を実施することを合意した旨述べた。これに対し、ケリー国務長官は、両国の2国間関係を恒久的にダイナミックなものとするために、この戦略対話によりパートナーシップの分野を前進・拡大できると評価した。

(2) メズアール大臣はまた、米国が、特に脱過激主義、イスラム宗教指導者（イマーム）の養成、人間開発のための取組、食料安全保障及びエネルギーの分野におけるモロッコの役割を評価した旨述べた。同大臣はまた、米国がパリ協定の実施の成功のための取組及びモロッコが主導する気候変動に関するプロセスへの支持を表明したことを明らかにした。また、同大臣は、両国が、パリのCOP21がパリ協定の締結のための会合であったならば、マラケシュにおけるCOP22は同協定の効果的な実施のみならず、財政や緑の基金を始めとする各種メカニズムの問題の明確化に資さなければならないことを強調した旨述べた。

(3) メズアール大臣はまた、ケリー長官と西サハラ問題の進展及び南部地域の新規開発プログラムについても協議したことを明らかにし、両国が対話・協議・責任の精神の必要性を強調しつつ、国連事務総長がその責任を果たし、現在のプロセスが急激に悪化しないよう注意を払う必要性を指摘した旨述べた。

(4) ケリー国務長官は、モロッコが、独立宣言後に米国を承認した最初の国家であることを紹介しつつ、モロッコが米国の非常に重要な同盟であると述べた。また、同長官は、モロッコがNATO外における米国の主要な同盟国である旨述べた上で、同国がテロとの闘い及び地域の安定化を強化する活動におけるパートナーであると発言した。

17 メズアール外務・協力大臣とライス米国大統領特別補佐官の会談

(1) 19日、訪米中のメズアール外務・協力大臣はスーザン・ライス大統領特別補佐官（国家安全保障担当）と会談した。メズアール大臣は会談後の記者会見で、ここ数年モロッコが実施してきた各種改革や地域におけるモロッコのリーダーシップについて議論したほか、2013年11月のモハメッド6世国王とオバマ大統領の首脳会談以降実施された戦略的かつ多元的な両国の協力関係について協議したことを明かした。

(2) 両者はまた、特にマリ、リビア及びシリアなどマグレブ・サヘル・中東情勢についても議論し、この点、メズアール大臣は、両国がリビア統一政府を支持し、過激主義に対抗し、当該地域の安定化を確保するために協力する必要性を共有した旨述べた。

18 アラブ連盟サミットのモロッコ開催中止

19日、メズアール外務・協力大臣は、モハメッド6世国王の指示を受け、エルアラビー・アラブ連盟事務総長に対し、モロッコがアラブ連盟サミット通常会合開催の権利を譲渡する旨決定したことを伝達した。この決定は、アラブ連盟憲章の規定及びいくつかのアラブ兄弟国との協議を踏まえて行われたものであり、アラブ共通の効果的な行動及びその信頼性保護のために取られた自覚及び責任感のある熟慮を踏まえたものであるとしている。

19 ロス西サハラ問題担当国連事務総長特使のモロッコ訪問

(1) 23日、ブリタ外務・協力大臣付特命大臣はロス西サハラ問題担当国連事務総長特使と会談した。会談では主に、モロッコが紛争の唯一の代替案として提案する自治権提案が議論された。政府筋によれば、ブリタ特命大臣は、モロッコが、7月に予定されている国連事務総長の訪問を特に重視している旨述べた。

(2) 25日、同特使はメズアール外務・協力大臣と会談を行った。

(3) ラバトは、同特使の今次訪問においてティンドウフ、アルジェ及びマドリッドに次ぐ4番目の訪問地であり、ティンドウフを訪問した際にはポリサリオ戦線の指導者と会談した。

20 EUとのすべての関係停止の決定

(1) 25日、定例閣議の冒頭で、欧州裁判所によるEU・モロッコ農業協定の停止判決に反発し、ベンキラン首相が、モハメッド6世国王の指示に基づき、EUとの関係を公式に停止することを決定したと述べた。

(2) 同首相は、当地EU代表部大使に対し、この問題はモロッコにとって商業上の問題ではなく、国家の存在理由にかかるとの問題である旨説明した上で、モロッコがEUの司法に介入するよう求めているのではないが、EUはこの地政学上重要な問題を正しく評価できるようにならなければならない旨述べた。また、同首相は、残念ではあるが、このような状況に何故至ったかについて明確な答えがあり、我々が将来EUの主要なパートナーとして扱われるという保証が与えられるまでは、EUとのすべての関係を停止しなければならない旨述べた。

(3) 閣議後の記者会見において、ハルフィ・コミュニケーション大臣兼報道官も同様に、欧州側からの必要な説明及び保証が得られるまで、この問題にかかるとの意見交換を除いては、政府は欧州関連機関とのすべてのコンタクトを停止することを決定した旨述べた。同報道官はまた、この問題の進捗状況を精査し、当然の国益を保護するため必要に応じて適切な措置を提案するために、外務・協力省、内務省、農業・海洋漁業省から構成される省庁間委員会の立ち上げを発表した。

2 1 ブーアイダ外務・協力大臣付特命大臣とミュラー独連邦経済協力・開発大臣との会談

(1) 26日、ミュラー独連邦経済協力・開発大臣は、ブーアイダ外務・協力大臣付特命大臣との会談後の記者会見で、EU・モロッコ農業協定に関する欧州連合裁判所の判決に関し、ドイツはモロッコの立場を理解し、モロッコが平等の立場でこのプロセスに関与するよう全力を尽くす旨述べた。

(2) 同大臣はまた、独・モロッコ間の長い友好関係を称賛しつつ、モロッコは地域の安定を保障する国である旨述べるとともに、ドイツが特に再生可能エネルギーや農村開発の分野でモロッコとの協力を深化させる意志があることを示し、青少年の職業訓練などの分野において協力関係を広げていきたいと述べた。同大臣はまた、難民問題に関してもモロッコの取組を評価した。

(3) これに対し、ブーアイダ特命大臣も独・モロッコ間の力強い多面的な関係を称賛しつつ、今次ミュラー大臣の訪問により、様々な分野における2国間協力を強固なものとするための両国の意志を確認したと述べた。同特命大臣はまた、同会談でEU・モロッコ関係についても協議したことを紹介し、EU・モロッコ間の協力関係を保護するためのドイツの建設的な立場と役割に感謝の意を述べた旨強調した。

2 2 ハッサド内務大臣とデメジエール独連邦内務大臣との会談

(1) 29日、ハッサド内務大臣は、デメジエール独連邦内務大臣との会談後の記者会見で、両国が、テロ対策を始めとするすべての犯罪に関するグローバルな治安対策に関する協定を早期に署名することで合意した旨発表した。

(2) 同大臣はまた、移民問題や難民を装ってドイツに不法に入国したモロッコ人の強制送還にかかるモダリティーや手続についても協議したことを明らかにし、既に数十名のモロッコ人がこの枠組みでモロッコに送還されていると述べた。

(3) これに対し、デメジエール大臣は、両国が今後、可能な限り多くの不法滞在モロッコ人を送還させることで合意したと述べた。また、同大臣は、EU・モロッコ農業協定に関する欧州連合裁判所の判決に対する控訴手続におけるモロッコの立場への支持を表明した。

2 3 ベンキラン首相とミッシェル・ベルギー首相との会談

(1) 29日、ミッシェル・ベルギー首相は、ベンキラン首相との会談後の記者会見で、テロ及び過激主義との闘いを含む治安協力の方法について協議したことを明らかにした。また、ミッシェル首相は、両国が移民問題についても協力していくことを確認した旨述べた。

(2) これに対し、ベンキラン首相は同記者会見で、両国間の治安協力を称賛した上で、経済協力の重要性についても強調し、また、特に欧州司法裁判所判決に触れつつ、モロッコの安定と開発のための努力を支持するよう欧州諸国に求めた。

<モロッコ要人の外国訪問>

日付	国	氏名・肩書き	目的
2月2日	スイス	アブー産業・貿易・投資・デジタル経済大臣付 対外貿易担当特命大臣	WTO関連会議出席
2月4日	英国	メズアール外務・協力大臣	シリア支援国会合出席, 潘基文国連事務総長, フ ァビウス仏外相との会 談等
2月8日	サウジアラビ ア	ハッサド内務大臣, ブー サイド経済・財政大臣	サルマン国王表敬(モハ メッド6世国王書簡の 転達)
2月10日	米国	ブーアイダ外務・協力大 臣付特命大臣	米国大西洋協議会主催 ラウンドテーブル会合 出席
2月16日-	フランス	モハメッド6世国王, メ ズアール外務・協力大臣 ほか	オランダ大統領との会 談, アラブ世界研究所視 察, 在オルリー・モロッ コ総領事館視察
2月16日	エジプト	メズアール外務・協力大 臣	エルシーシ大統領表敬 (モハメッド6世国王 発書簡の転達), エルア ラビー・アラブ連盟事務 局長との会談
2月18日	米国	メズアール外務・協力大 臣	ケリー国務長官との会 談, ライス大統領特別補 佐官(国家安全保障担 当)との会談
2月18日	スペイン	ブリタ外務・協力大臣付 特命大臣	イバネス外務次官との 会談
2月24日	米国	ブーアイダ外務・協力大 臣付特命大臣	UNDP設立50周年記 念閣僚会合参加

<外国要人のモロッコ訪問>

日付	国	名・肩書き等	目的
2月2日	チリ	マルコ・アントニオ・ヌネス・ロザノ下院議長	メズアール外務・協力大臣との会談, タルビ・アラミ衆議院議長との会談, ベンシャマシュ参議院議長との会談
2月3-12日	ラテンアメリカ及びカリブ	ラテンアメリカ・カリブ議員団	ベンキラン首相との会談, タルビ・アラミ衆議院議長との会談, ベンシャマシュ参議院議長との会談ほか
2月4日	英国	メズアール外務・協力大臣	シリア支援国会合(要確認)
2月4日	フランス	ロワイヤル・エコロジー・持続可能な開発・エネルギー大臣	ワルザザート太陽エネルギー発電第1フェーズ(Noor I)開所式出席
2月10日	サウジアラビア	ジュベイル外相	メズアール外務・協力大臣との会談
2月11-12日	ポルトガル	シルバ外相	タルビ・アラミ衆議院議長との会談, メズアール外務・協力大臣との会談, エル・アラミ産業・貿易・投資・デジタル経済大臣との会談
2月15日	カザフスタン	ムシノフ外務次官	モロッコ・カザフスタン第3回政務協議
2月17日	米国	シャノン国務次官	ブーアイダ外務・協力大臣付特命大臣との会談
2月18日	国連	リュッケトフト総会議長	ベンキラン首相との会談, メズアール外務・協力大臣との会談
2月18-19日	NATO	アレキサンダー・パーシュボウ事務次長	ブシャイブ・アルーブ王国軍総監兼南部方面司令官, ルディ国防担当大臣と会談, ブリタ外務・

			協力大臣付特命大臣との会談
2月22-25日	国連	ロス西サハラ問題担当 国連事務総長特使	メズアール外務・協力大臣との会談, ブリタ同大臣付特命大臣との会談
2月22日	イラク	ジャアファリー外務大臣	ベンキラン首相との会談, メズアール外務・協力大臣との会談, ドライス内務大臣付特命大臣との会談, タルビ・アラミ衆院議長との会談
2月23日	インドネシア	ウィラジュダ大統領特使	ブリタ外務・協力大臣付特命大臣との会談(ジョコ・ウィドド大統領発モハメッド6世国王宛親書の転達)
2月25日	世銀	ガーナム副総裁	ベンキラン首相との会談ほか
2月25日	中国	チェン・レイ水資源部長	アハヌーシュ農業・海洋漁業大臣との会談(灌漑分野での協力覚書署名)
2月25-26日	チュニジア	ジヒナウイ外務大臣	ベンキラン首相との会談, メズアール外務・協力大臣との会談(エセブシ大統領発モハメッド6世国王宛親書の転達)
2月26日	ドイツ	ミュラー連邦経済協力・開発大臣	ブーアイダ外務・協力大臣付特命大臣との会談ほか
2月29日	ドイツ	デメジエール連邦内務大臣	ベンキラン首相, ハッサド内務大臣との会談
2月29日	国連	イスマイル国連事務総長イエメン担当特使	ブーアイダ外務・協力大臣付特命大臣との会談
2月29日-3月1日	ベルギー	ミッシェル首相, ヤンボン副首相兼内務大臣	ベンキラン首相, ハッサド内務大臣との会談

(了)